

# 高岡第二小学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

土佐市立高岡第二小学校

## 土佐市立高岡第二小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校は「きらきら いきいき 山の手っ子」を学校目標とし、基礎・基本を確実に身につけ、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力である「確かな学力」や、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」など、知・徳・体のバランスのとれた児童の育成を目指している。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめがない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

### 2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体

を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこ  
とも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

毎月11日を「DAIⅡの日」と定める。主な活動は次の通りである。

- ① えがお・あいさつ運動—いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ② ありがとうの日—関わりを豊かにし思いやりや感謝の心をもって、周  
囲に応えようとする心情を高める。
- ③ 自分大好き・友だち大好き—自己肯定感を育てる日として位置づけ、心  
と心の連携を図る。
- ④ ノーテレビ・ノーゲーム Day—親子でいつも以上にコミュニケーション  
を取る。
- ⑤ 地域安全の日—『山の手子ども守り隊』と連携し登下校の安全に努め  
る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進す  
る。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える  
生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推  
進する。

- ・ 縦割り班での異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では  
思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在  
することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送  
ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見  
通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、  
相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、  
学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育  
成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち，全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し，より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には，教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ，解決すべき問題がある場合には，「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き，問題の早期解決を図る。

エ 「学校生活に関するアンケート」を年2回行い，児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

オ エと同様に年2回の「心のアンケート」により，実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

(2) いじめの早期解決のために，全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，学校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。

(3) 家庭や地域，関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば，「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

#### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

##### (1) 学校内の組織

###### ①「生徒指導委員会」

職員会の時に「児童コーナー」を設定し、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

###### ②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

##### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導担当、PTA会長、土佐警察署、土佐市青少年育成センター、主任児童委員、青少年健全育成連絡協議会山の手地区会長、山の手子ども守り隊会長、学校支援地域本部委員長

# いじめ 重大事態対応フロー図

土佐市立高岡第二小学校

いじめの疑いに関する情報

- いじめ等防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い結果を土佐市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 市教育委員会に重大事態の発生を報告 → 市教委から市長に報告
  - ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒等が自殺を企図した場合等）
  - イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を行う。

土佐市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を主体とした調査を行う場合

土佐市教育委員会が調査主体となる場合

学校を主体とした調査を行う場合

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

※いじめ防止等対策委員会を母体とし、必要な外部専門家を加える。

※組織に加える外部専門家（学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者）は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実関係を速やかに調査する。

※学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢をもって調査を行う。

※すでに学校が把握している事実であっても、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

※調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告を行う）する。

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただしそのことを楯に説明を怠ることがあってはならない。

※アンケートを実施する場合は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、アンケートの実施に当たってはその旨を調査対象の在校生や保護者に説明しておく。

●調査結果を市教育委員会に報告する。（※市教委から市長に報告）

※いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置を取る。

#### 土佐市教育委員会が調査主体となる場合

●市教育委員会の指示のもと、資料提出など調査に協力する。